

令和 3年 3月 1日

神田町会の皆様

神田町会
町会長 渡邊幸夫

新型コロナウイルスに伴う地区、町会の行事、会議等の対応について

日頃より、町会、地域の発展や、住み良いまちづくりのためにご尽力いただいていることに、心より敬意を表します。

さて、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」が解除となった2月5日以降、散発的に陽性者は発生しているものの、松本市では2月16日以降新規感染者の発表がなく、感染警戒レベル1となっています。医療提供体制についても年末年始に入院した患者が退院し、逼迫状況は改善しています。実際に市立病院では、現在コロナ病床の入院患者はいない状況です。2月26日に松本市の対策本部会議が行われ、以下の対応方針が示されましたので、ご確認ください。

記

1 県からの要請（一部抜粋）

- (2) 感染拡大地域への往来は控えてください。（出張、旅行、帰省等）
- (2) 会食の際は感染防止に十分注意してください。普段会わない人との会食は特に注意してください。（年度末・年度初め）会食を行う場合は、アクリル板を挟むなど飛沫感染に注意いただくとともに、信州版「新たな会食のすすめ」を遵守し、密な室内での大人数（概ね1Mの距離が取れない程度の人数）・長時間（概ね2時間超）とならないように留意してください。
- (3) 人との距離の確保やマスク着用、手指消毒等、基本的な対策を改めて徹底してください。高齢者や基礎疾患のある方は特に留意してください。

2 市の対応について （3月1日以降）

- (1) 県からの協力要請を支援します。
- (2) 市独自の今後の対応方針
前回の対応方針に基づき、4月以降の新しい生活様式を踏まえた日常生活に向けて、3月末までを目処とした約1カ月間を通常に戻るための準備期間（日常回復期）として位置付け、対応します。
また、新型コロナウイルスワクチンが供給され次第、速やかに市民を対象としたワクチン接種を開始できるよう準備を進めます。
- (3) 市民への呼びかけ
日常回復期の感染防止のお願いとして、特に会食で注意することについて、市民へ呼びかけます。また、飲食店の皆さんには、引き続き協力を呼びかけます。

(4) 日常回復期の市の対応について

ア 高齢者の対応

福祉ひろばの事業及びサークル活動等は、感染予防対策を徹底したうえで実施します。

イ 移動について

感染拡大地域への訪問は、できるだけ控えることとします。また、その他の地域への訪問についても、慎重な行動をすることとします。

(5) 市主催の説明会等の対応について

感染症対策を徹底したうえで実施することとします。

3 町会の対応について (3月1日～)

(1) 地区・町会の会議やイベントについて

感染リスクを最大限低下させつつ、従前の社会生活の再開に向けた取り組みを順次進めることが重要であるため、感染予防対策の徹底を図りながら実施してください。また、会食については、飛沫感染に注意いただくとともに、まつもと版「新たな会食のすゝめ」を遵守し、密な室内での大人数（概ね1Mの距離が取れない程度の人数）・長時間（概ね2時間超）とならないように留意してください。

(2) 配布文書について

感染予防対策の徹底を図りながら配布してください。特に仕分けを行う際は、3密を避けるなど感染予防対策の徹底をお願いします。